

平成 22 年 12 月 10 日

千葉大学長 齋 藤 康 殿

協 議 申 入 書

千葉大学ユニオン委員長 早乙女 英夫

本年 12 月 1 日付の本学給与規程改定に関連して、下記の 2 点につき、説明をお願いいたしたく、ユニオンとの協議の場を設定することを求めます。回答の内容によっては、団体交渉を申し入れる可能性があることを申し添えます。

1. 本学では、平成 21 年 8 月人事院勧告による給与法改正に基づき、平成 21 年 6 月および 12 月の期末手当・勤勉手当の支給率引き下げが行われ、その結果、人件費支出の減少により、当初予算に対して「余剰金」が発生しました。ユニオンでは、その使途を教職員の労働条件の改善に用いるよう求め、昨年度に協議・交渉を行いました。昨年度における「余剰金」の総額、およびその使途について、説明を求めます。

2. 平成 22 年人事院勧告に準拠した本学の 12 月 1 日付給与規程改定により、今年度についても、人件費削減のため当初予算に対して「余剰金」が発生します。ユニオンは、この「余剰金」は本来教職員が受けるべき給与であることに鑑み、その使途については給与を中心とする教職員の労働条件の改善に用いられるべきと考えます。そこで、本年において発生する「余剰金」の総額、およびその使途につき、役員会ではどのように計画されているか、説明を求めます。

以上